

第7章 東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止

第1 東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応

1 対応方針

- (1)本町は、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。
- (2)本町は、連続発生を考慮した本部設置・運用、応急対策要因の配置等の対応策を明確にした対策マニュアルを作成することとする。

2 応急危険度判定の迅速化等

本町は、大阪府の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物の応急危険度判定を早急を実施するとともに、危険な建築物や崖地等への立ち入り禁止を強く呼びかけることとする。

第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、第3編地震災害応急対策第2部「東海地震の警戒宣言に伴う対応」により行う。

ただし、東海地震の前後には、東南海・南海地震の発生も懸念されることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとし、東南海・南海地震が連続して発生した場合に生じる危険について住民に周知する。